

～大切なお知らせ～

令和 6 年10月分（12月支給）より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

1 変更内容

主な変更	改正前 令和 6 年 9 月分まで	改正後 令和 6 年10月分から
支給対象	中学校修了までの児童 （15歳到達後の最初の年度末まで） を養育している方	高校生年代までの児童 （18歳到達後の最初の年度末まで） を養育している方
所得制限	所得制限あり ○所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円 （特例給付） ○所得上限限度額以上：支給なし	所得制限なし
手当月額	○3歳未満 一律：15,000円 ○3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ○中学生 一律：10,000円	○3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降 30,000円 ○3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給月	年3回（各前月までの4か月分を支払） 10月分～1月分・・・2月 2月分～5月分・・・6月 6月分～9月分・・・10月	年6回（各前月までの2か月分を支給） 10・11月分・・・12月 12・1月分・・・2月 2・3月分・・・4月 4・5月分・・・6月 6・7月分・・・8月 8・9月分・・・10月
第3子以降加算 カウント方法	18歳の年度末まで	22歳の年度末まで ※児童手当受給者が経済的な負担等がある場合、 進学・就職を問わない。

2 申請期限

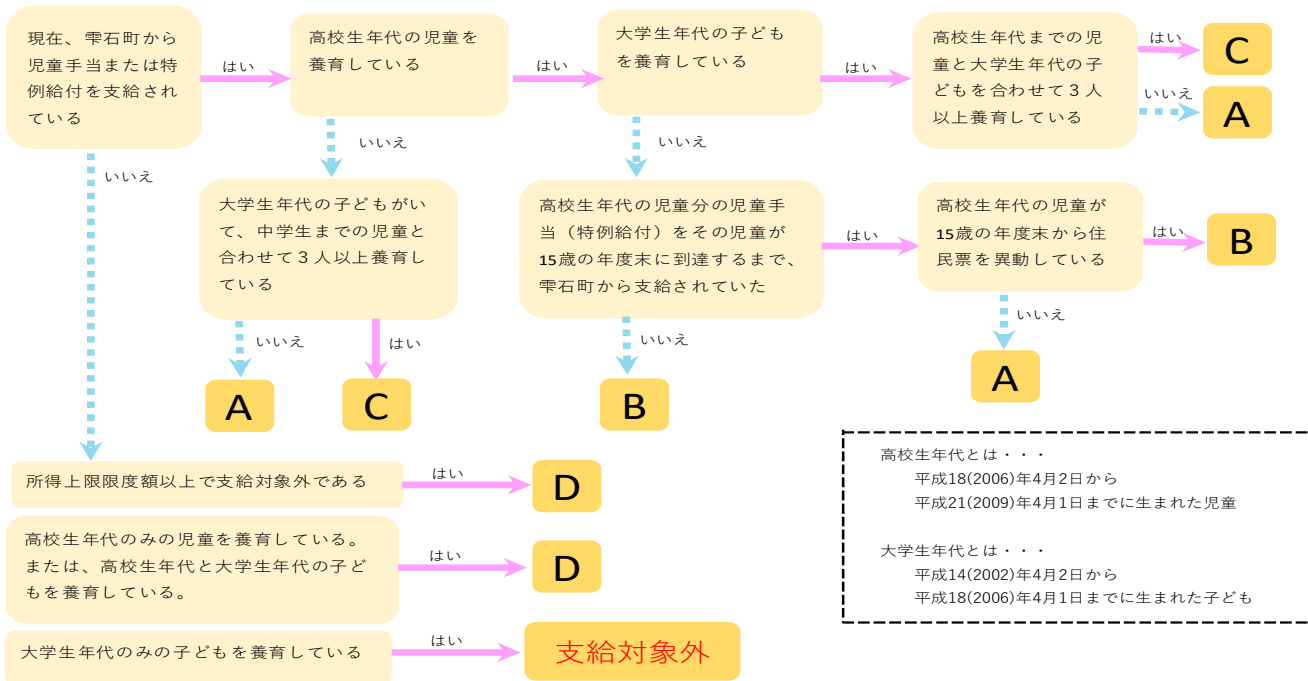
令和 6 年10月31日（木）必着 まで
[最終期限] 令和 7 年 3 月31日（月）必着

最終期限を過ぎた場合は、令和 6 年10月に遡及して手当の支給・多子加算の適用はできません。（手当の支給・多子加算の適用は、認定請求や確認書を受付した月の翌月分からとなります。）

裏面に続きます

3

該当するアルファベットの手続き内容（提出書類）を確認して、窓口で手続きをしてください。



※どれにも該当しない場合は、こども課までお問い合わせください。

4

A	手続不要です。 高校生年代の児童がいる場合及び児童が3人以上いる場合は、職権で額改定（増額）します。
B	手続きが必要です。以下の書類を提出してください。 ・児童手当額改定認定請求書 ・<u>別居監護申立書</u>（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要）
C	手続きが必要です。以下の書類を提出してください。 ・児童手当額改定認定請求書 ・監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の子どもについて記入して提出が必要） 【高校生年代の児童を養育している方】 高校生年代までの児童と別居している場合は「<u>別居監護申立書</u>」の提出が必要
D	手続きが必要です。以下を確認し該当する書類を提出してください。 【高校生年代までの児童を養育している方、高校生年代までの児童と大学生年代の子どもをどちらも養育していて、合計人数が2人以下の方】 ・児童手当認定請求書 ・<u>別居監護申立書</u>（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要。大学生年代までの子どもと別居している場合は不要。） 【高校生年代までの児童と大学生年代の子どもをどちらも養育していて、合計人数が3人以上の方】 ・児童手当認定請求書 ・<u>別居監護申立書</u>（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要。大学生年代までの子どもと別居している場合は不要。） ・監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の子どもについて記入して提出が必要）

※勤務先から児童手当が支給されている公務員の方は、勤務先へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ

雲石町こども課（健康センター内）
TEL：019-601-5428